

令和8年度

赤西国有林外森林整備事業（造林）

閱 覧 図 書

添付書類

- 1 契約書（案）
- 2 契約情報の公表様式

兵庫森林管理署

森林整備事業請負契約書（案）

収 入
印 紙

1. 事業名 赤西国有林外森林整備事業（造林）
 2. 事業場所 別紙事業箇所位置図のとおり
 3. 事業量 別紙3可分事業内訳書のとおり
 4. 事業期間 自 契約締結日の翌日から
 至 令和8年11月30日まで
 ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙3可分事業内訳書のとおり

5. 請負金額 ￥ —
 （うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
 ￥ —）
 [注]（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6. 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
 （適用されるものは○印、削除されるものは×印である。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前払金	分の 以内
×	中間前払金	第35条第4項
	部分払	回以内
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

7. 利用物件及び支給材料

品名	品質規格	数量	引渡場所	引渡年月日

8. 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 伐倒木の持ち出しを禁止する。
- (3) 別紙1下刈折損の損害賠償を適用する。
- (4) 暴力団排除に関する特約条項は別紙2のとおり。
- (5) 約款第38条第1項は、別紙3可分事業内訳書の可分作業毎に適用するものとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月11日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1
分任支出負担行為担当官
氏名 兵庫森林管理署長 ○○ ○○ 印

請負者 住所
氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

下刈切損の損害賠償

- 1 下刈作業において乙が切損した苗木の切損率が次の3に定める許容切損率を超える場合は、甲は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 賠償額は甲の定める賠償基準により計算した額とする。
- 3 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4年以上
許容折損率	3%	3%	2%	1%

- 4 林齢1年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
- 5 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により成育が著しく阻害されるものをいう。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確

約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

可分事業内訳書

記番	国有林名 林小班	作業種	契約 数量	林齢	事業期間		備考
					自	至	
201	三室 13く	下刈 (全刈)	1.08ha	2	令和8年6月1日	令和8年8月31日	山崎森林事務所
203	河原山 24り	下刈 (全刈)	6.67ha	1			
205	本谷 43か1	下刈 (全刈)	7.43ha	3			
206	マンガ谷 79る1	下刈 (全刈)	0.38ha	2			波賀森林事務所
207	マンガ谷 79る2	下刈 (全刈)	0.58ha	2			
208	マンガ谷 80お	下刈 (全刈)	0.64ha	2			
209	赤西 128ろ	下刈 (全刈)	14.31ha	3			
	小計		31.09ha				
202	河原山 23い	下刈 (全刈)	13.72ha	4	令和8年9月1日	令和8年11月30日	山崎森林事務所
204	河原山 39ほ	下刈 (全刈)	1.47ha	4			
210	札楽山 576と	下刈 (全刈)	0.51ha	5			姫路森林事務所
	小計		15.70ha				
	合計		46.79ha				

作業仕様書総則

1. 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
2. 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
3. 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
4. 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
5. 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
6. 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

特記仕様書

- 1 札幌山国有林 576 と林小班の事業区域は、京都府立大学、関西育種場、当署合同のセンダン及びヒノキの混交植栽試験地となっている。センダンの傍に標識杭（L字杭）を設置しているため、下刈の際にはヒノキだけでなく、センダンの誤伐にも十分注意すること。また、気象条件の観測機器付近についても十分に注意して作業すること。その他の事項については、監督職員の指示によること。

（アフリカ豚熱 (ASF) 対策）

- 2 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生イノシシの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 3 アフリカ豚熱(ASF)対策として、野生イノシシの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

下 刈 仕 様 書
(全 刈)

(刈払上の注意等)

- 1 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 2 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
- 3 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

(その他)

- 4 その他必要事項等については、監督職員からの指示によること。

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

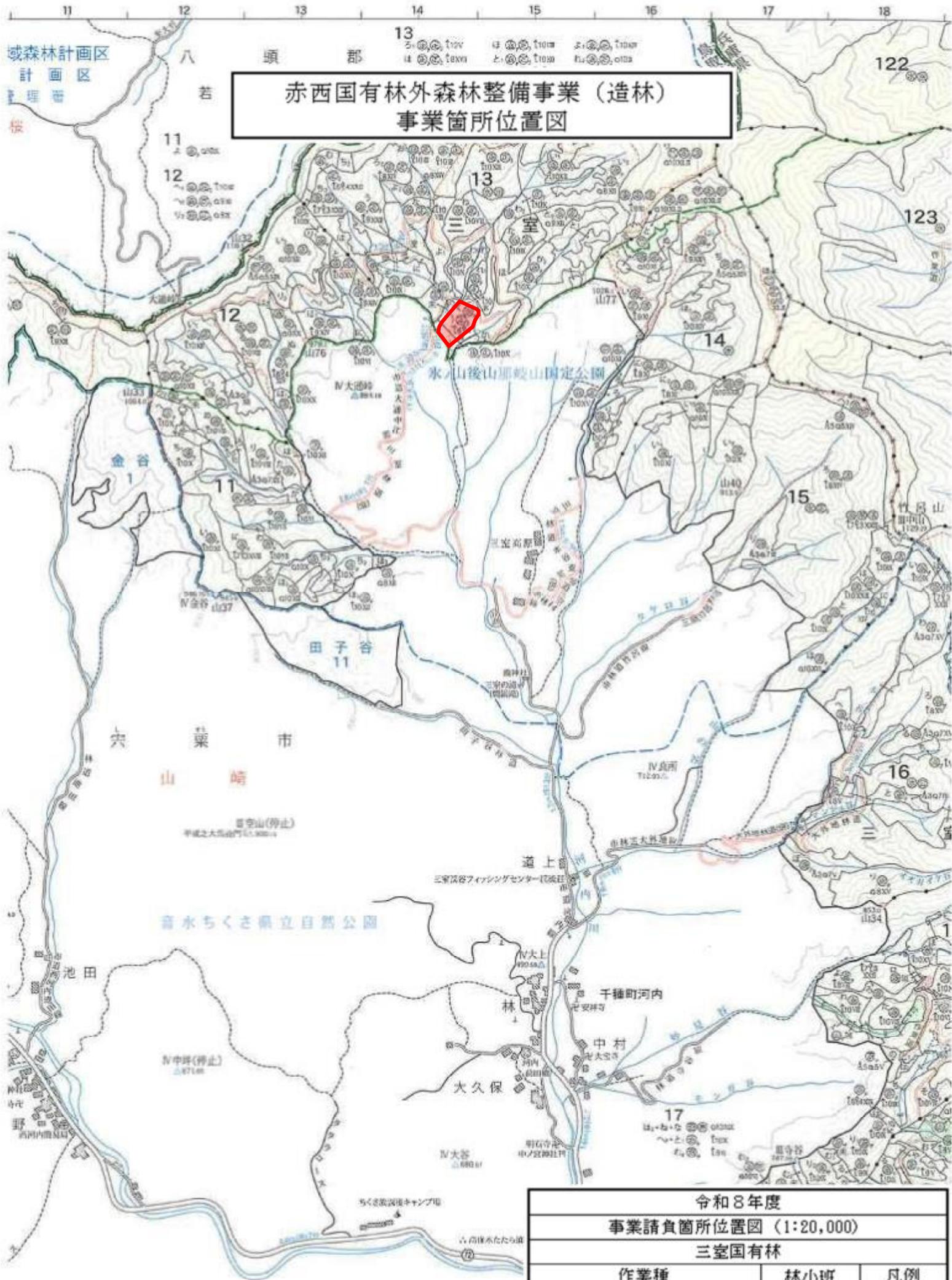
殿

請負者

現場代理人

事業名								事業場所							
発生日時	令和 年 月 日(曜日)				時	分	天候								
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物または環境に ④どのような不安全または有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。														
被害状況	人的被害・物的被害を記載														
被災者	氏名				生年月日	年	月	日(歳)	性別	男・女	職業				
	連絡先										経験年数				
	傷病名				傷病部位				休業見込期間・死亡日時			被災場所			
今後の対策															
所見・状況															

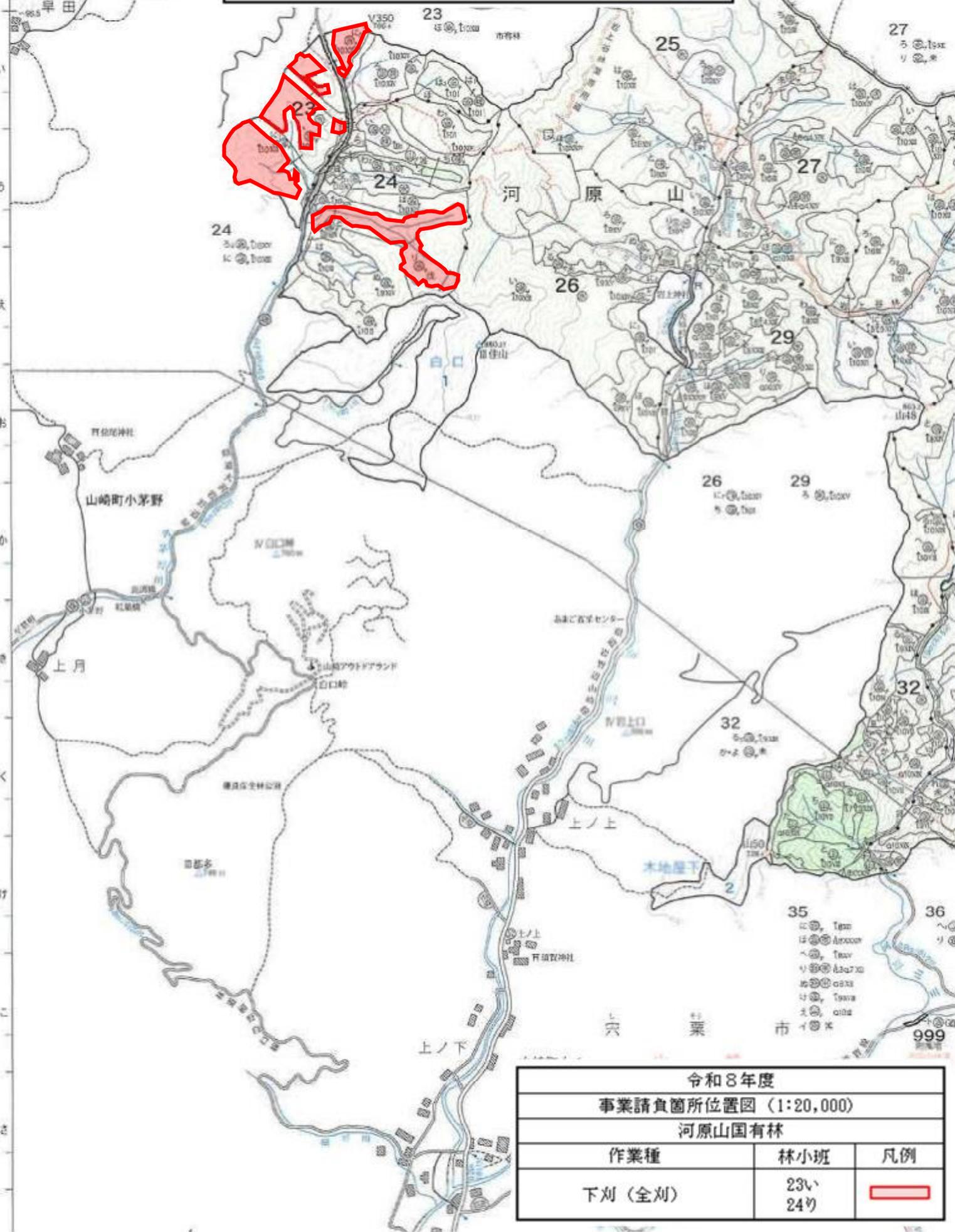
注)労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。



**赤西国有林外森林整備事業（造林）
事業箇所位置図**

令和8年度		
事業請負箇所位置図（1:20,000）		
三室国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈（全刈）	13<	

赤西国有林外森林整備事業（造林） 事業箇所位置図

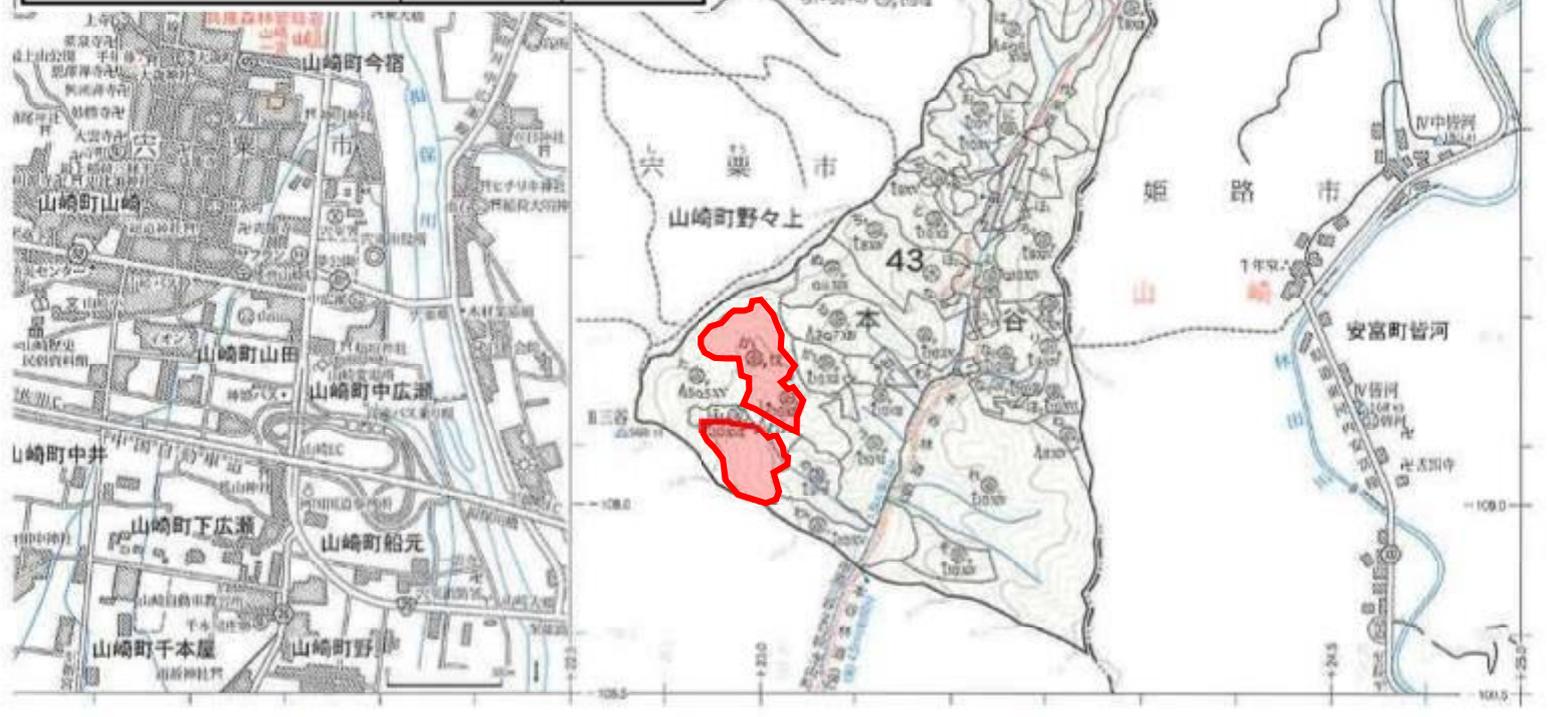


令和8年度		
事業請負箇所位置図 (1:20,000)		
河原山国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	23い 24ㇿ	



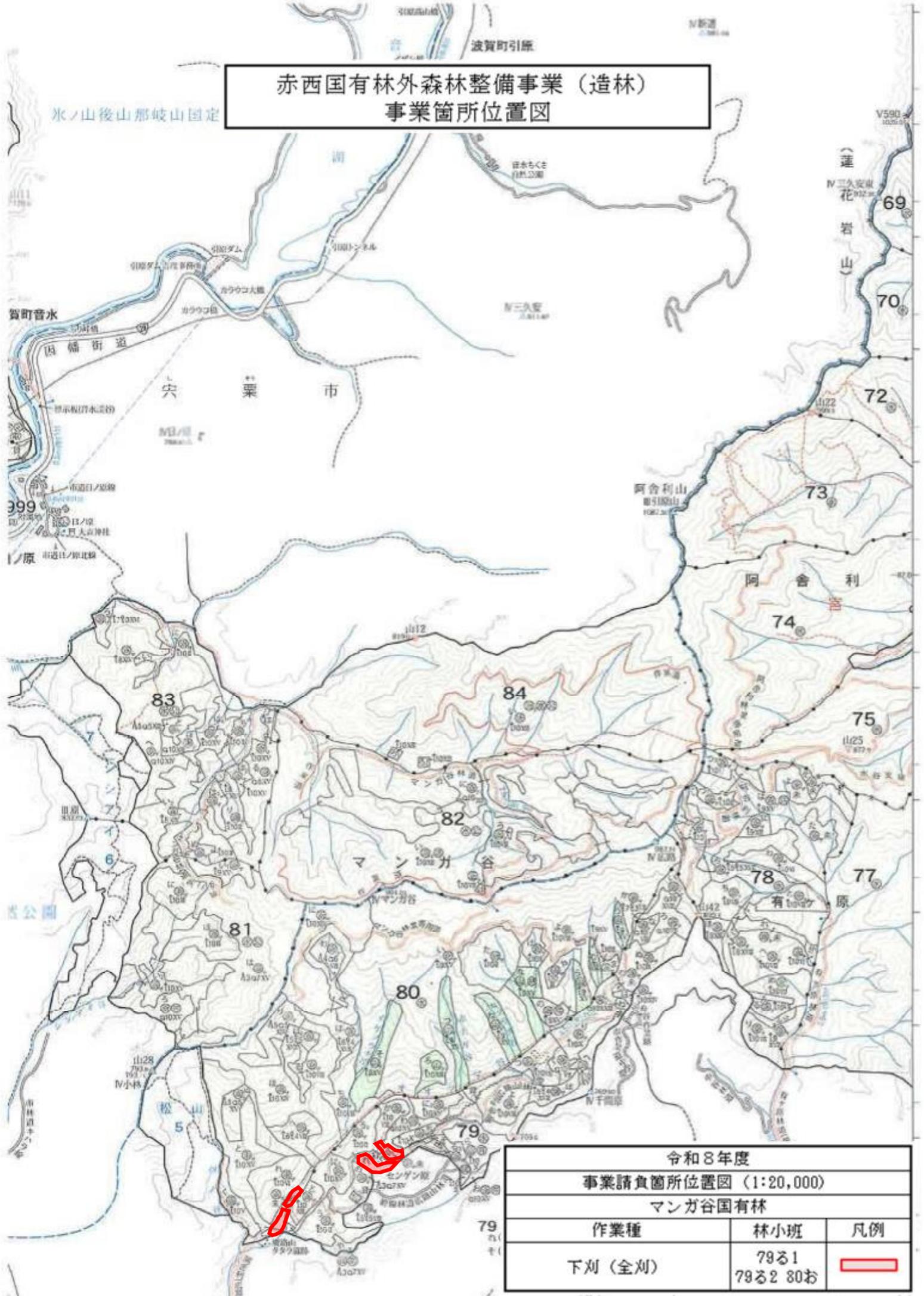
**赤西国有林外森林整備事業（造林）
事業箇所位置図**

令和 8 年度		
事業請負箇所位置図 (1:20,000)		
本谷国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈（全刈）	43か1	



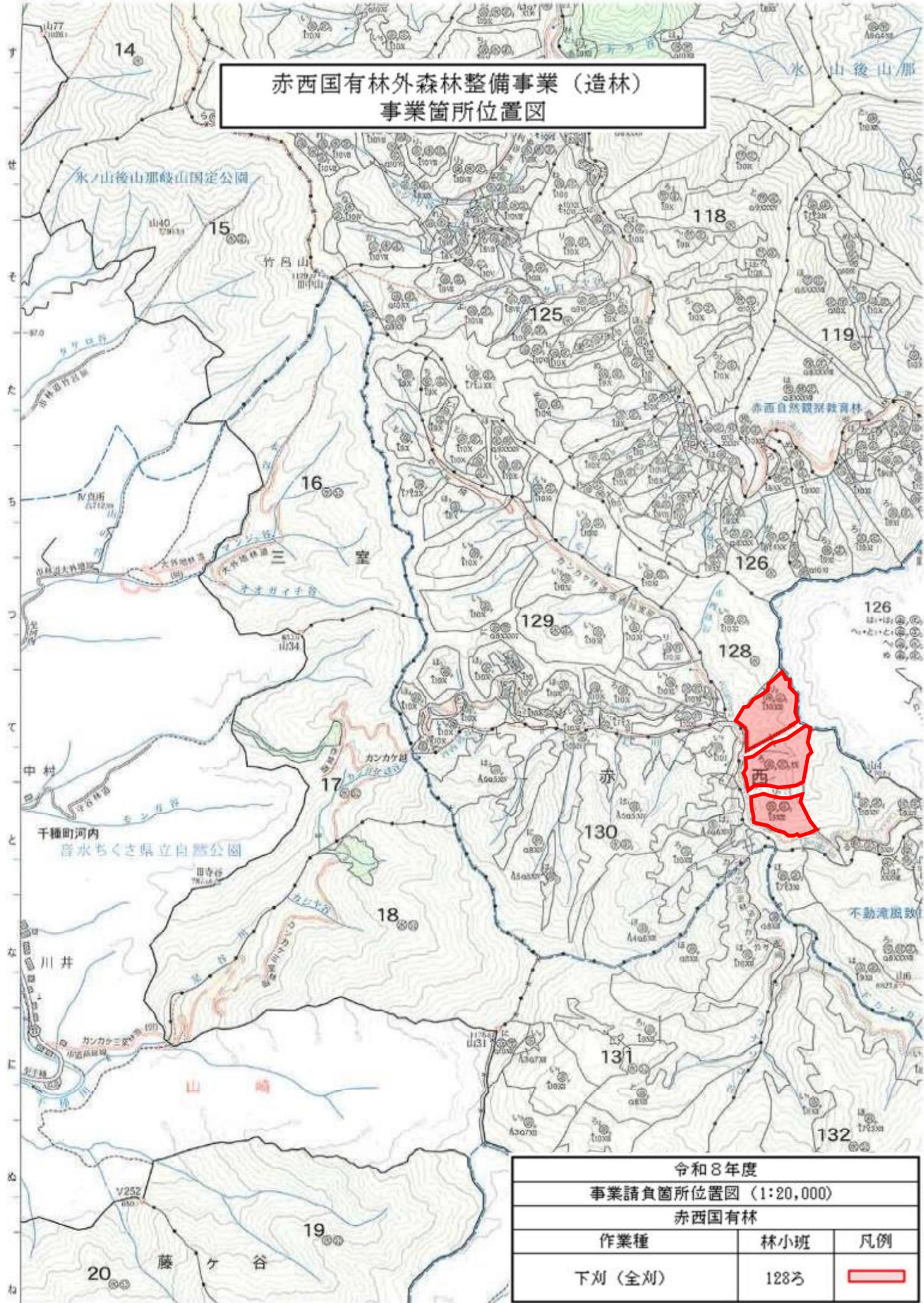
赤西国有林外森林整備事業（造林） 事業箇所位置図

水ノ山後山那岐山国定



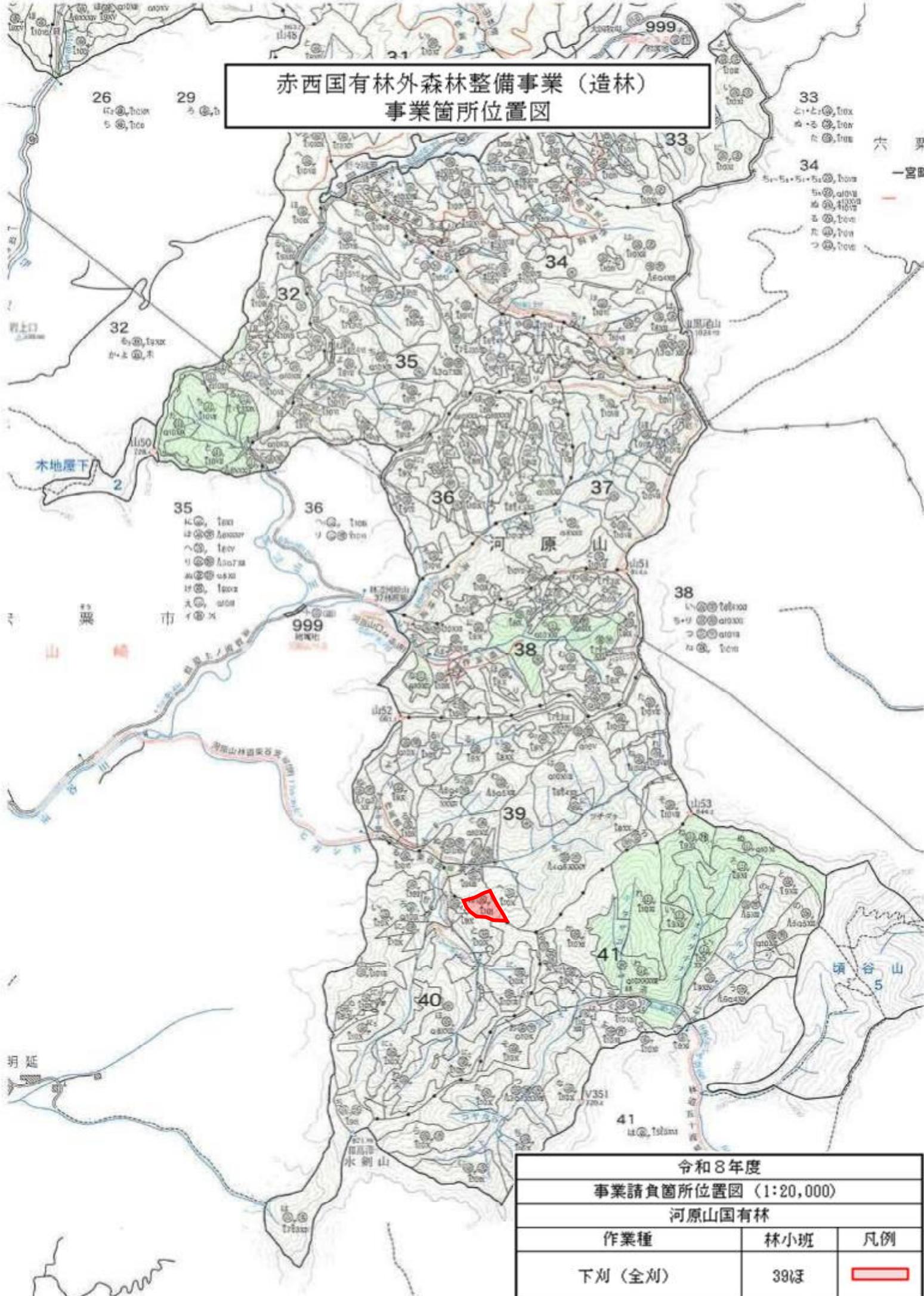
令和8年度		
事業請負箇所位置図 (1:20,000)		
マンガガ谷国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	79る1 79る2 80お	

赤西国有林外森林整備事業（造林） 事業箇所位置図



令和8年度		
事業請負箇所位置図 (1:20,000)		
赤西国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	128号	

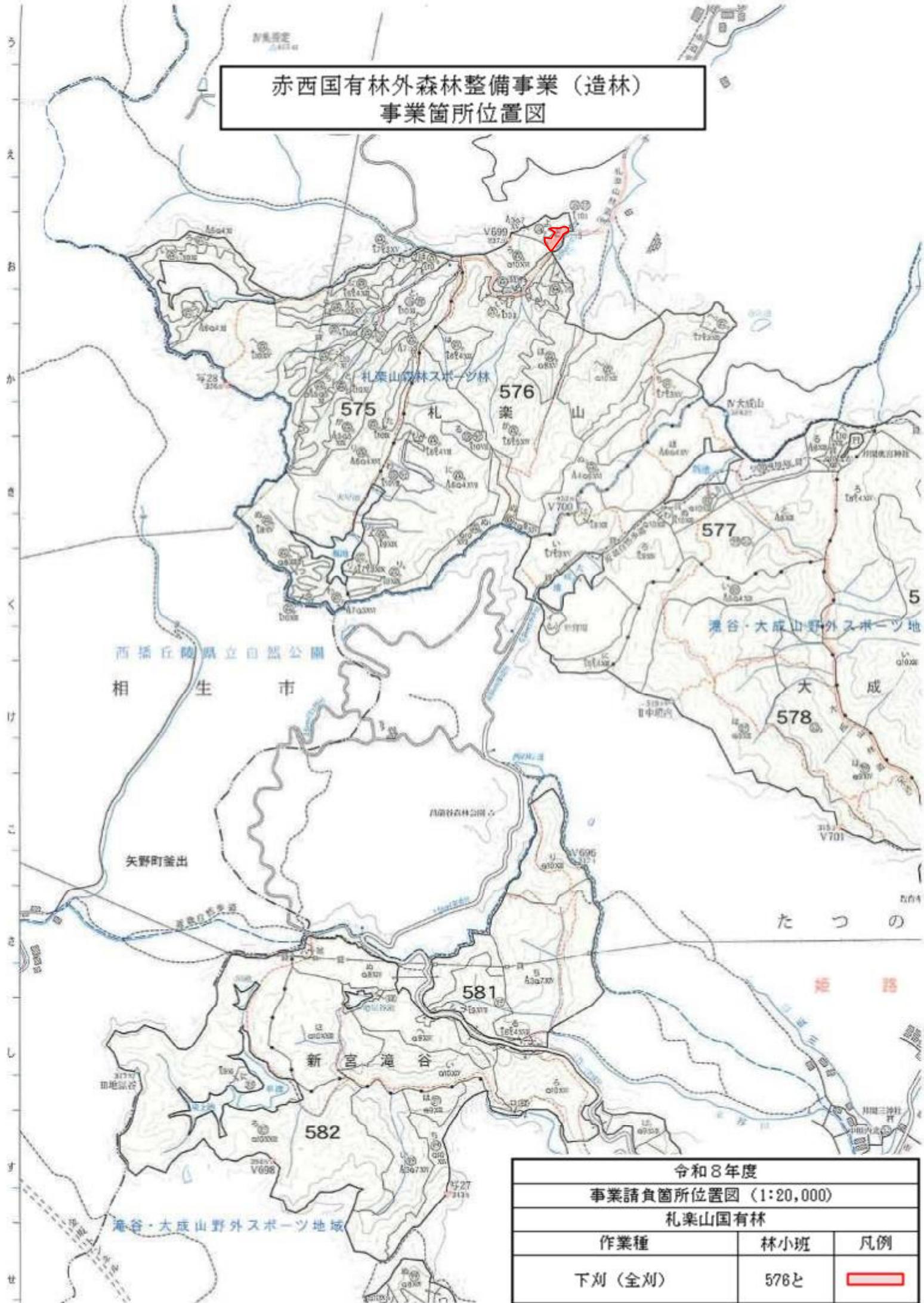
赤西国有林外森林整備事業（造林） 事業箇所位置図



六界
一宮

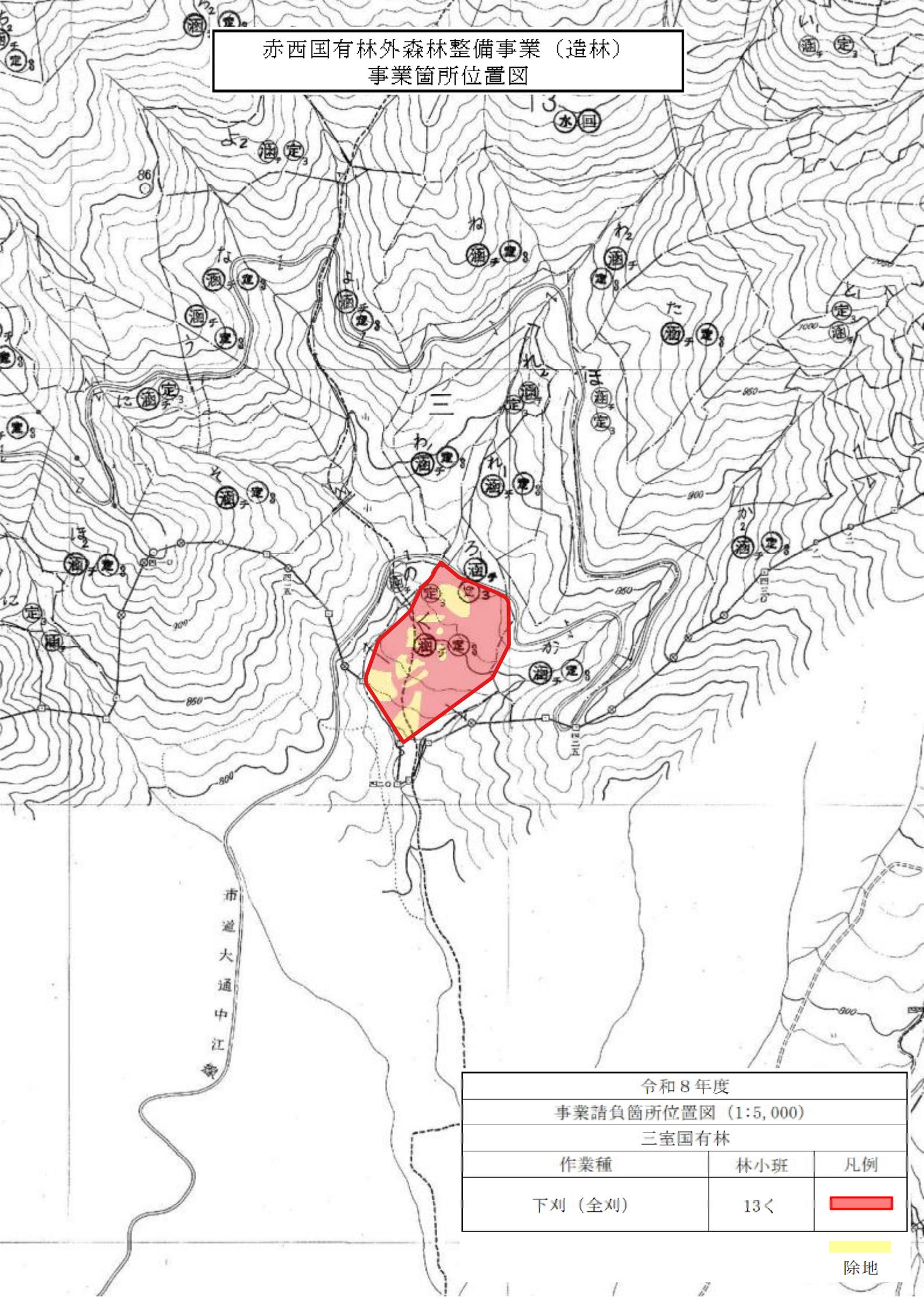
令和8年度		
事業請負箇所位置図 (1:20,000)		
河原山国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	39㍻	

赤西国有林外森林整備事業（造林）
事業箇所位置図

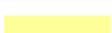


令和8年度		
事業請負箇所位置図 (1:20,000)		
札楽山国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	576と	

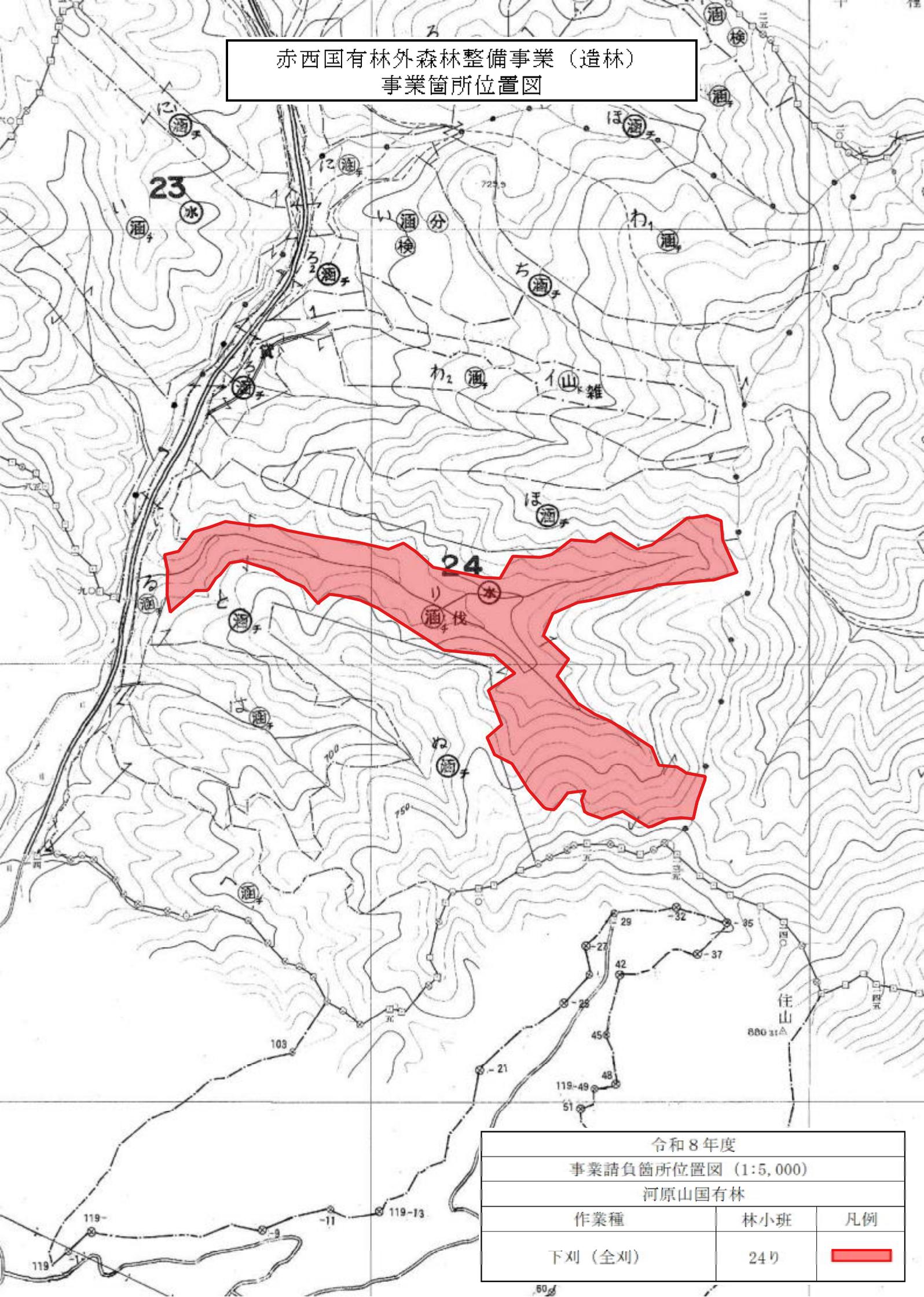
赤西国有林外森林整備事業（造林）
事業箇所位置図



令和8年度		
事業請負箇所位置図 (1:5,000)		
三室国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈（全刈）	13<	

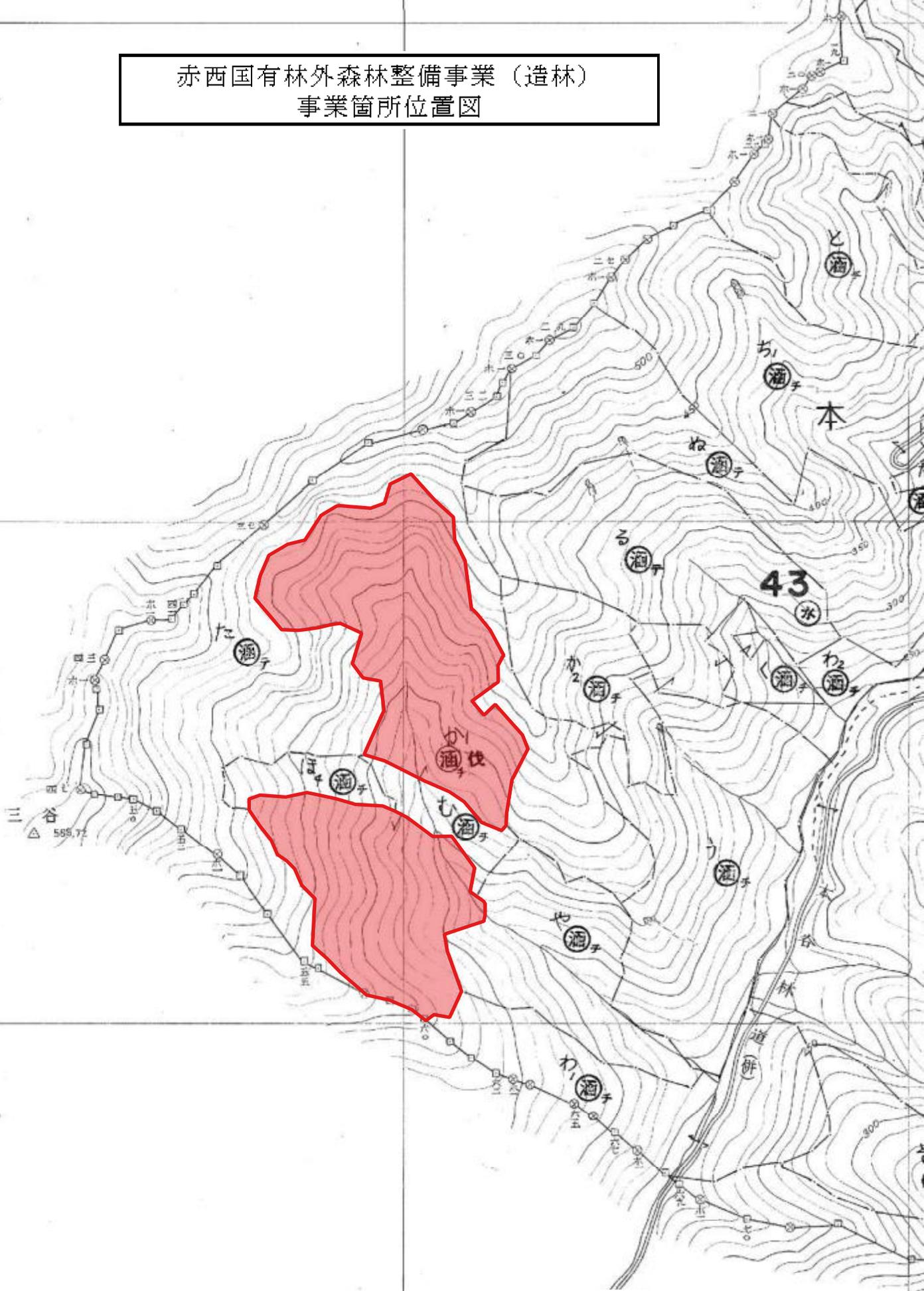
 除地

赤西国有林外森林整備事業（造林）
事業箇所位置図



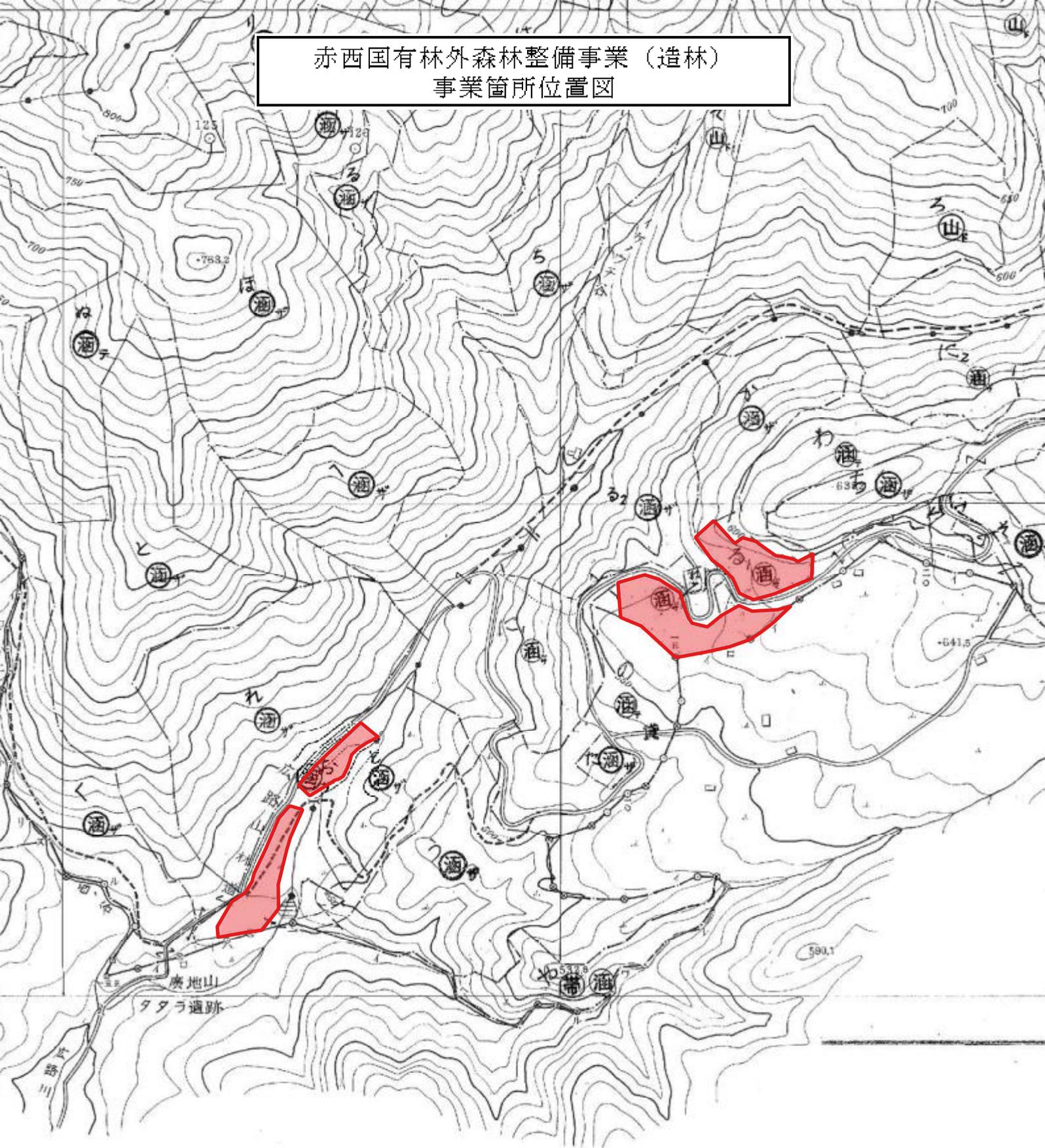
令和8年度		
事業請負箇所位置図 (1:5,000)		
河原山国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	24㍿	

赤西国有林外森林整備事業（造林）
事業箇所位置図



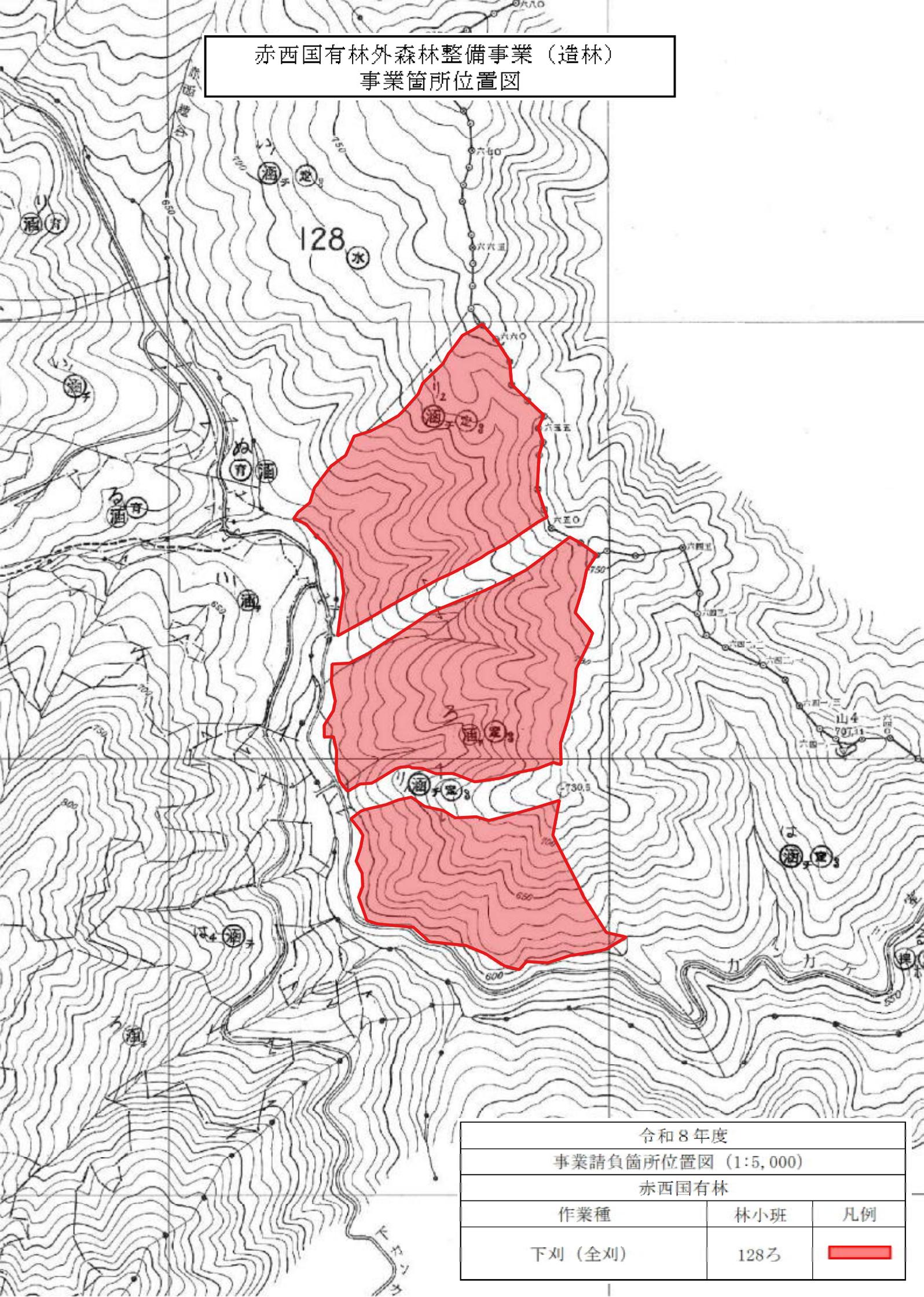
令和8年度		
事業請負箇所位置図 (1:5,000)		
本谷国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	43か1	

赤西国有林外森林整備事業（造林）
事業箇所位置図



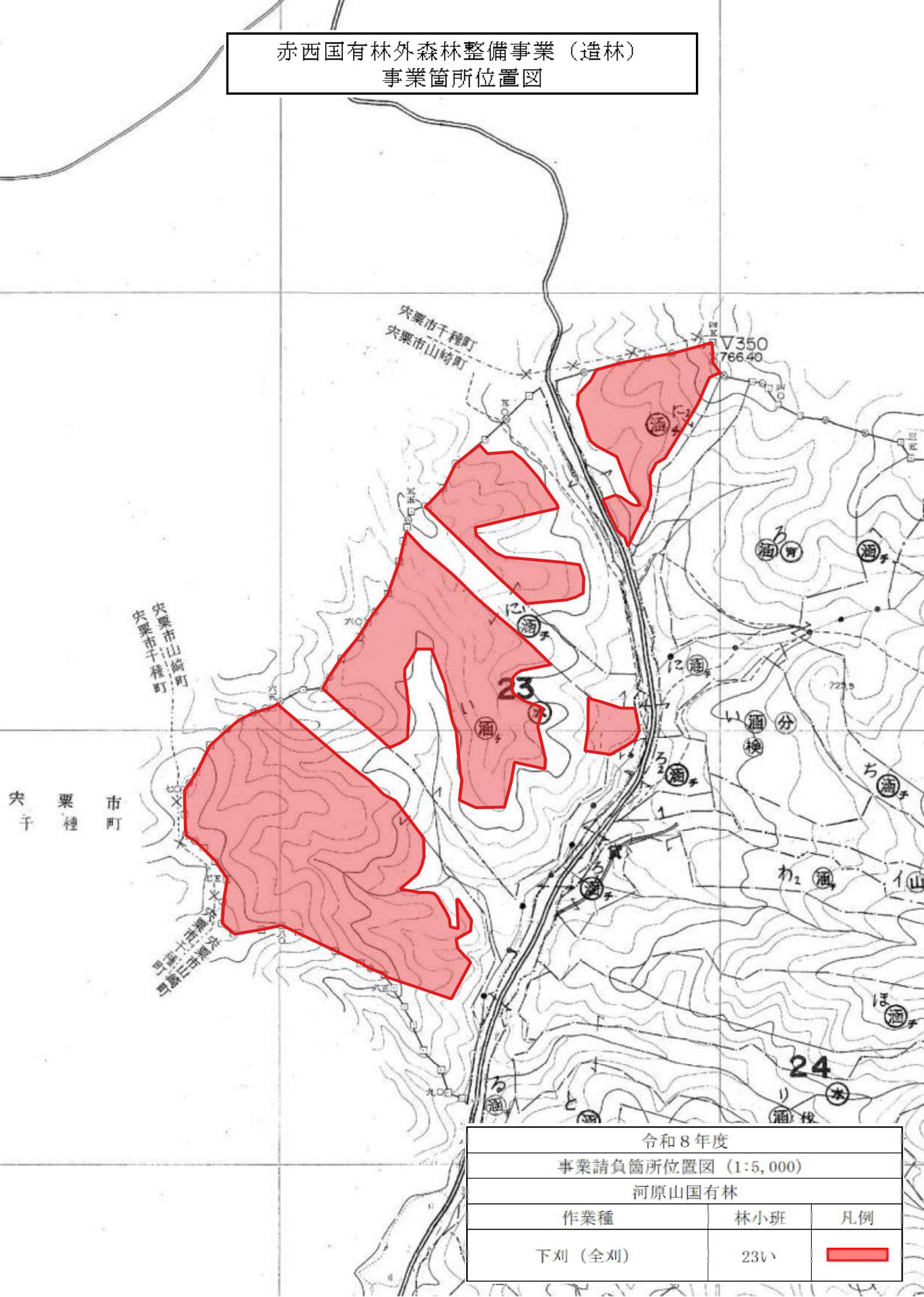
令和8年度		
事業請負箇所位置図 (1:5,000)		
マンガ谷国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	79る1 79る2 80お	

赤西国有林外森林整備事業（造林）
事業箇所位置図



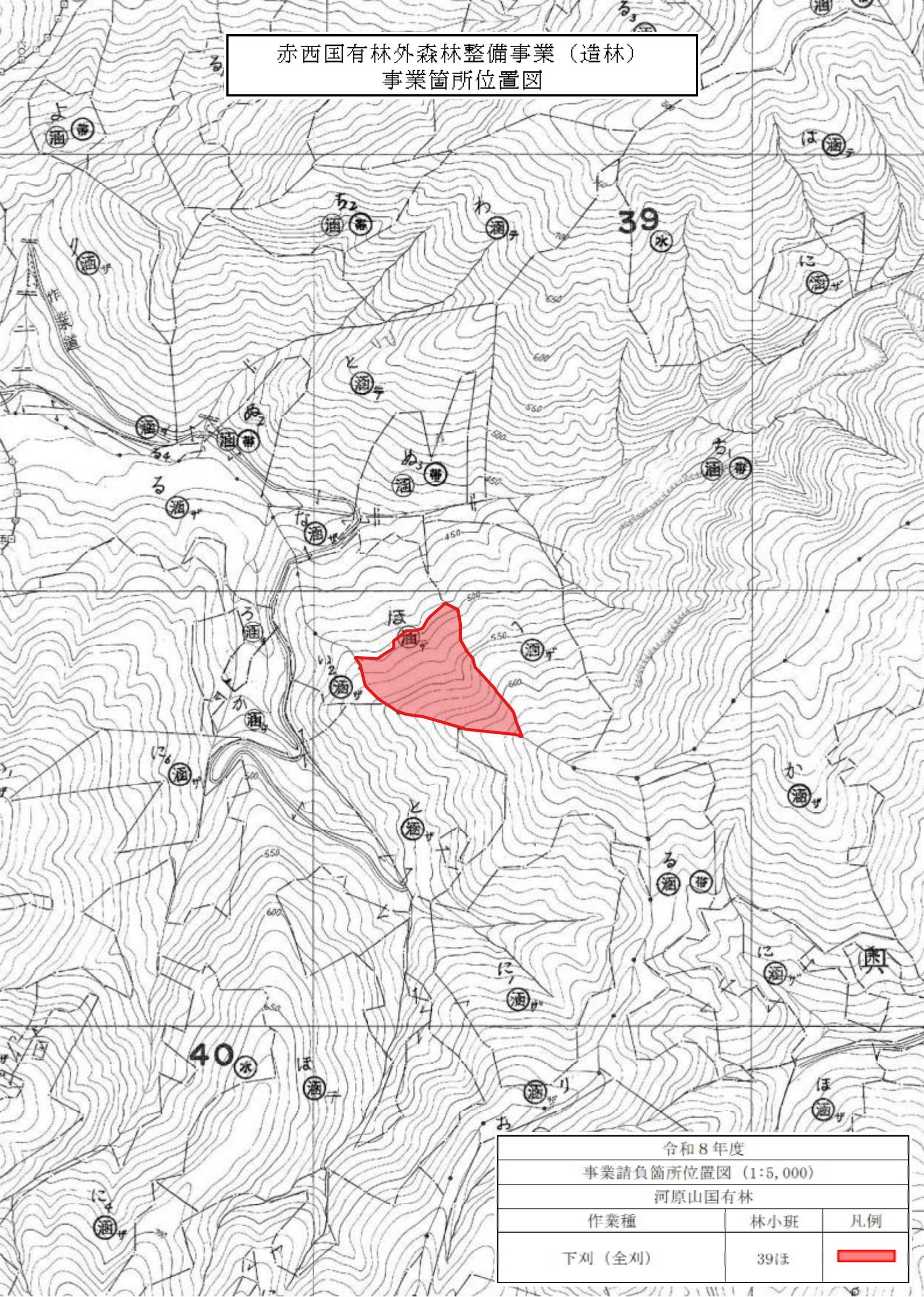
令和8年度		
事業請負箇所位置図 (1:5,000)		
赤西国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	128ろ	

赤西国有林外森林整備事業（造林）
事業箇所位置図



令和8年度		
事業請負箇所位置図 (1:5,000)		
河原山国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	23い	

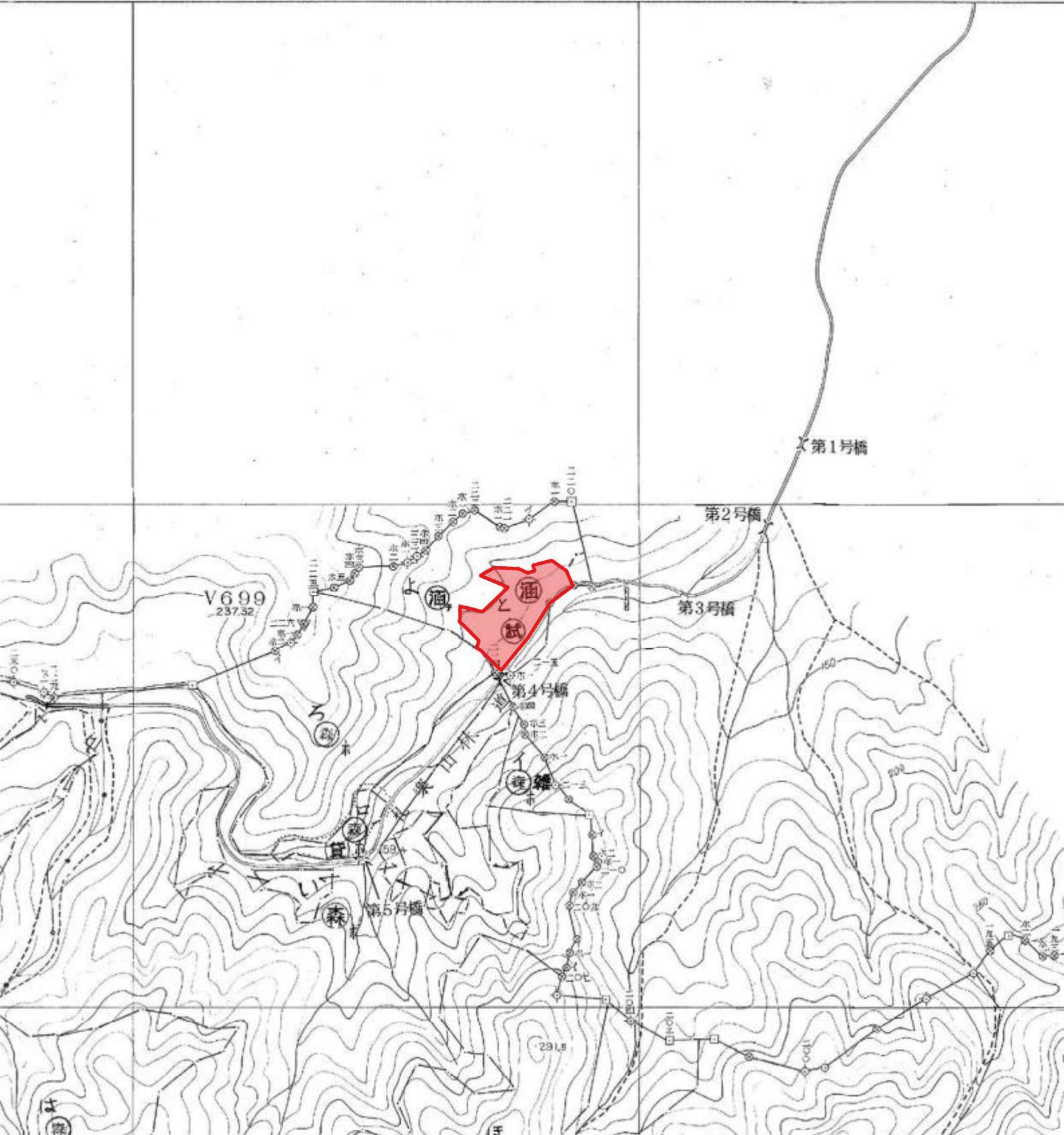
赤西国有林外森林整備事業（造林）
事業箇所位置図



令和8年度		
事業請負箇所位置図 (1:5,000)		
河原山国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	39ほ	

赤西国有林外森林整備事業（造林）
事業箇所位置図

至札楽



令和8年度		
事業請負箇所位置図 (1:5,000)		
札楽山国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	576と	

契約情報の公表様式

令和8年度 請負事業の作業条件表

事業名：赤西国有林外森林整備事業(造林)

兵庫森林管理署

作業種	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件		作業条件			
					傾斜及び植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復・Km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点	備考
下刈(全刈)	三室	13く	1.08ha	令和8年6月1日 から 令和8年8月31日	中:39% 易61%	機械・人力	22.4	33	宍粟市役所千種市民局	
	河原山	24り	6.67ha		難:39% 中:55% 易:6%	機械・人力	18.6	75	宍粟市役所千種市民局	
	本谷	43か1	7.43ha		難:50% 中:50%	機械・人力	11.2	60	宍粟市役所	
	マンガ谷	79る1	0.38ha		中:100%	機械・人力	10.8	28	宍粟市役所波賀市民局	
	マンガ谷	79る2	0.58ha		中:100%	機械・人力	10.8	27	宍粟市役所波賀市民局	
	マンガ谷	80お	0.64ha		中:100%	機械・人力	8.2	20	宍粟市役所波賀市民局	
	赤西	128ろ	14.31ha	難:8% 中:86% 易:6%	機械・人力	21.0	54	宍粟市役所波賀市民局		
	河原山	23い	13.72ha	令和8年9月1日 から 令和8年11月30日	中:85% 易15%	機械・人力	17.8	61	宍粟市役所千種市民局	
	河原山	39ほ	1.47ha		難:91% 中:9%	機械・人力	29.8	80	宍粟市役所	
	札薬山	576と	0.51ha		中:100%	機械・人力	13.2	34	たつの市役所新宮総合支所	
合計	下刈		46.79ha							